

# 大田市公告 第 100 号

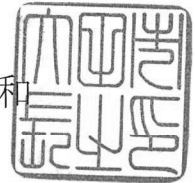
大田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、大田市の住民に限り令和4年10月17日までに意見の提出ができる。

また、当該計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和4年10月17日の翌日から起算して15日以内に大田市にこれを申し出ることができる。

令和4年9月16日

大田市長 楫野弘和



## 1. 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間

自 令和4年9月16日（金）

至 令和4年10月17日（月）

## 2. 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

大田市役所（産業振興部農林水産課）大田市大田町大田口1111番地

## 3. 意見提出の際の留意事項

期限を過ぎての意見書の提出は受付できません。

意見書は、日本語記載に限り電話での意見は受けられません。

意見を提出するものが個人の場合にあっては、住所、氏名を、法人の場合にあっては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

## 4. 提出された意見の取扱い

提出された意見の内容は原則公開しますが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があります。

意見書に対する個別の回答は行いません。農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及び処理結果を併せて公告します。